

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	保健福祉課	検索番号	11-1
法令名	生活困窮者自立支援法	根拠条項	6-1		
許認可等	生活困窮者住居確保給付金の支給				
<p>(根拠規定)</p> <p>○生活困窮者自立支援法</p> <p>第6条 都道府県等は、その設置する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する生活困窮者のうち第3条第3項に規定するもの(当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の資産及び収入の状況その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、生活困窮者住居確保給付金を支給するものとする。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>○生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアルの策定について (平成27年3月27日社援発0327第2号厚生労働省社会・援護局長通知)</p> <p>「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」 第7 住居確保給付金の支給</p>					